

【平成２３年第３回定例会 まちづくり委員会委員長報告】

平成２３年６月２９日 まちづくり委員長 青木 功雄

まちづくり委員会に付託となりました諸議案につきまして、委員会における審査の経過、並びに結果を御報告申し上げます。

はじめに、「議案第７９号 川崎市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

委員会では委員から、短時間利用駐輪場の実施についての地元商店街関係者、銀行等への周知や意見交換について質疑があり、理事者から、商店街などの利用者が違法駐輪をしてしまっている現状から、２時間無料の短時間利用駐輪場を設置することによって、違法駐輪の抑制につながると考えており、商店街関係者や銀行等へ、短時間利用駐輪場について説明し、利用客に活用いただけるよう協力を求めている。また、駐輪場の設置についても併せて要望していきたいと考えている、との答弁がありました。

次に委員から、休日における駐輪場の利用と違法駐輪について質疑があり、理事者から、現在、日曜及び祝日については、無料で利用できるが、今後は日曜及び祝日についても有料とし、管理人を配置することで、駐輪場を適正に管理していきたいと考えている。また、買い物客等を対象とした短時間利用駐輪場の整備により違法駐輪の減少につながるものと考えている、との答弁がありました。

次に委員から、駐輪場の補修費の見込について質疑があり、理事者から、昨年度の調査によると、補修完了まで約１０年の期間が必要であり、概算で約１０～１３億円の補修費が見込まれる、との答弁がありました。

次に委員から、コミュニティサイクル等の検討について質疑があり、理事者から、本市では、昨年度策定した川崎駅東口周辺地区総合自転車対策基本計画における施策の中の一つに、コミュニティサイクルの導入の検討を挙げており、現在、検討を進めている、との答弁がありました。

次に委員から、駐輪場の中には、照明が暗い場所もあるため、女性が利用する際の安全面が確保されるよう改善してほしい、との要望がありました。

次に委員から、事業者の駐輪場の附置義務について質疑があり、理事者から、鉄道事業者の駐輪場の整備は、法令上、努力義務にとどまっており、その点については、各自治体と連携して、昨年からは、法令を強化するように国に要望している、との答弁がありました。

次に委員から、大型集客施設等の既存施設については、工夫により、駐輪場として使用可能な場所もあると考えられ、放置自転車の原因となっている大型集客施設等の既存施設へ、駐輪場設置等の規制を強めることを検討してほしい、との要望がありました。

次に委員から、駐輪施設は都市施設の一つとして整備すべきものと考えられ、駐輪施設の利用料金に起債償還分の負担が含まれていることについては、馴染まないものとする。利用料金に起債償還分の負担が含まれていることによって、仮に、利便性や防犯性が高い機械式駐輪場などを設置しても、利用料金に反映され、結果として、

値上げに繋がっていくことが懸念される。今後、駐輪施設の整備については、施設整備にかかる経費を利用者に転嫁するのではなく、市が責任を持って整備してほしい、との要望がありました。

委員会では、審査の結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第86号 向ヶ丘遊園駅連絡通路整備工事委託契約の締結について」であります。

委員会では委員から、連絡通路の設置についての利用者への周知について質疑があり、理事者から、本工事は本市が費用負担し、鉄道事業者に委託して、整備するものであり、工事中や完成後についても、本市が整備した施設であることを積極的に周知していきたい、との答弁がありました。

次に委員から、設置される連絡通路は地下通路であり、設置後、安全性等について懸念が残る。設置後に生じる課題について精査し、十分な対応を図ってほしい、との要望がありました。

次に委員から、向ヶ丘遊園1号踏切は、遮断時間が長く、また通行できるスペースも狭く、大変不便な状況にあることから、連絡通路が完成するまでの期間だけでも、暫定的に向ヶ丘遊園駅内を通過可能な通行証を発行するなどして、高齢者や身障者等の利便性の改善が図られるよう、鉄道事業者に対して、市としても働きかけてほしい、との要望がありました。

委員会では、審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第87号 市道路線の認定及び廃止について」であります。

委員会では委員から、本議案での廃止路線の敷地の売払いによる収入について質疑があり、理事者から、本議案の廃止路線のうち敷地の売払いを行う市道は8路線であり、面積については合計で、705.57平方メートルである。昨年度の売払い単価の実績から、約4,845万円の収入となる、との答弁がありました。

次に委員から、昨年度の廃止路線の敷地の売払いについて質疑があり、理事者から、平成22年度の廃止路線の敷地の売払い件数は39件、面積は1716.45平方メートルで、収入金額は約1億1,788万4千円である、との答弁がありました。

委員会では、審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第89号 訴えの提起について」から「議案第99号 訴えの提起について」の議案11件であります。いずれも市営住宅の建物明渡請求の訴えに関する内容ですので、議案11件を一括して審査いたしました。

委員会では、審査の結果、議案11件はいずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第118号 訴訟上の和解について」であります。

委員会では委員から、和解により、建物の撤去費用を市が負担することについて質疑があり、理事者から、本裁判については、東京高等裁判所から強い和解勧告があり、仮に本裁判を継続して行い、本市が勝訴したとしても、控訴人の賃借権が否定される

のみの結果となり、本件土地の明渡しに控訴人が応じなかった場合は、本裁判とは別に、建物収去土地明渡の訴訟を起こす必要がある。したがって、抜本的に不法占拠を解消するためには、今後、訴訟費用や時間を要することから、費用対効果などを勘案し、早期に不法占拠の解消を図るため、和解するものである、との答弁がありました。

委員会では、審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第119号 和解について」から「議案第123号 和解について」の議案5件であります。いずれも市営住宅の建物明渡請求の和解に関する内容ですので、議案5件を一括して審査いたしました。委員会では、審査の結果、議案5件はいずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、まちづくり委員会の報告を終わります。